

第3回 大都市における行政課題への対応に 関するワーキンググループ

令和7年2月18日

特別区長会会長 吉住 健一(新宿区長)

特別区の現状

特別区の区域の状況

- 歴史的、実態的に一体の大都市地域として形成
- 指定都市制度では対応できない集中度

	人口(人)	人口密度(人/km ²)	昼夜間人口比率
特別区	9,733,276	15,511	132.2
横浜市	3,777,491	8,630	91.1
大阪市	2,752,412	12,216	132.5
名古屋市	2,332,176	7,143	111.9

⇒ 大都市行政の一体性と身近な自治を調和させる
特別な大都市制度が必要

東京都と特別区のための協議・調整 に関する取組や課題

都区制度に設けられた特例

＜都区の事務配分＞ ※自治法第281条の2

- 都は、市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該地域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理する。

＜特別区財政調整交付金＞ ※自治法第282条

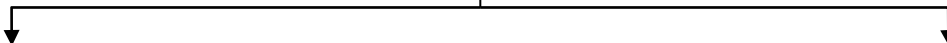
- 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、特別区財政調整交付金を交付する。

＜都区協議会＞ ※自治法第282条の2

- 都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもって都区協議会を設ける。
- 特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合には、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならない。

都区協議会

都区協議会	
都側委員	区側委員
知事 副知事 4人 政策企画局長 総務局長 財務局長	特別区長会 会長 同 副会長 2人 同 幹事 5人



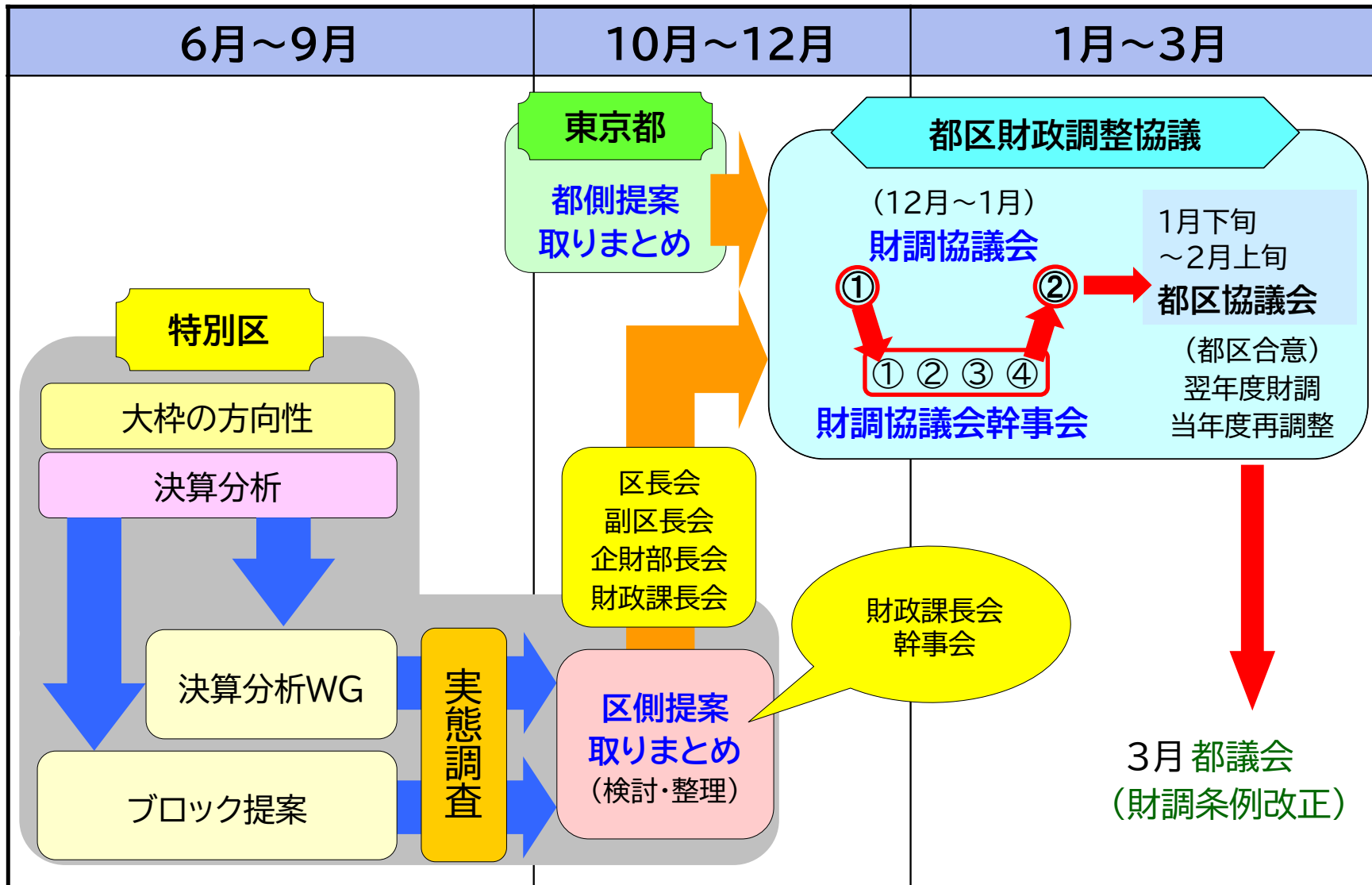
都区財政調整協議会	
都側委員	区側委員
総務局総務部長 同 行政部長 財務局主計部長	特別区副区長会 会長 同 副会長 2人 同 幹事 5人 協議会が指名するもの 特別区長会事務局長

都区のあり方検討委員会	
都側委員	区側委員
副知事 4人 総務局長	特別区長会 会長 同 副会長 3人 特別区長会事務局長

都区財政調整協議会幹事会	
都側委員	区側委員
総務局行政部区政課長 同 区政課課長代理(行政担当) 同 区政課課長代理(都区財政調整担当) 同 区政課課長代理(税務担当) 同 区政課課長代理(財政担当) 財務局主計部財政課長 幹事会が指名するもの	特別区財政課長会 幹事長 同 副幹事長 1人 同 幹事 7人 幹事会が指名するもの 特別区長会事務局調査第2課長 同 副参事

都区のあり方検討委員会幹事会	
都側委員	区側委員
委員会が指名するもの 総務局長 総務局行政部長 財務局主計部長 政策企画局自治制度改革推進担当部長 総務局企画担当部長 同 都区制度担当部長 同 行政部区政課長	委員会が指名するもの 区長 3人 副区長 2人 企画・財政担当部長 1人 特別区長会事務局次長

都区財政調整の流れ



東京都と特別区の間的事務処理上の 役割分担に関する取組や課題

都区のあり方検討委員会

- 都区の役割分担を踏まえた財源配分の協議が難航した結果、都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政度などを根本的かつ発展的に検討することになり設置されたもの(平成19年1月から検討開始)

<事務配分>

- ・ 内部管理事務を除き、都のすべての事務(444項目)を対象に検討。このうち53項目について、区へ移管する方向で検討する事務として都区で一致(H23.1)
- ・ その後、事務配分の取扱いについて、都区の見解が相違し、H23.12の書面開催を最後に中断し、現在に至っている
- ・ 区長会は、検討委員会の再開を都に要請

※ H28児童福祉法改正により、政令で定める特別区が児童相談所を設置できるようになった。(R7.2月現在9区が設置)
その他、地方分権一括法等により、特別区へ事務が移譲されている。

都と特別区の連携協力

<令和7年度財調方針より>

- ・ 都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

- 都区間の協議においては、広域的見地と地区別の見地などによる、見解の相違が生じることがあり、複数年に渡る懸案事項になる場合もある。
- そうした場合にあっても、協議を重ね、妥協点を見出し、合意に至ってきた。
- 今後も、大都市東京を共に支えるパートナーとして、都区制度の下、都区協議により見解の相違を乗り越え、特別区の「自治」に取り組んでいく。

周辺市区町村との連携状況、当該連携において特別区が果たしている役割や課題

自治体間の連携

■ 特別区間の連携(主なもの)

- 特別区人事・厚生事務組合:人事委員会、共同研修、生活保護関係施設の運営等
- 東京二十三区一部事務組合:ごみの中間処理等
- (公財)特別区協議会:特別区の自治に関する調査研究等
- 特別区競馬組合:地方競馬の開催

■ 都内区市町村との連携

- 後期高齢者医療広域連合
- みどり東京・温暖化防止プロジェクト

■ 全国自治体との連携

- 特別区全国連携プロジェクト(H26.9 趣意書採択)

都の区域を超える広域的な課題への対応

都の区域を超える広域的な課題への対応

■課題

- 首都直下地震や大規模水害
- 水源の確保、食料・エネルギー供給、交通インフラ整備等
- 高齢者の増大と福祉・医療施設、福祉人材の不足を踏まえた広域的対策

■対応事例

○ 特別区全国連携プロジェクト

- ・ 市長会・町村会との広域的な連携の推進
市長会、町村会と連携協定に関する協定を締結(13団体と締結)
- ・ 被災自治体に対する支援
被災地の復興に向け、職員派遣・物資支援・復興支援金の提供等を実施
(例)R6能登半島地震の被災自治体への清掃車両及び職員派遣等の実施

○ 首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会

「広域避難計画策定支援ガイドライン」(令和4年3月)を踏まえ、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について、それぞれの行動等の具体化を図る。(事務局:内閣府・東京都)